

国別障害関連情報 ウルグアイ東方共和国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和3年2月
(2021年2月)

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

| |
|--------|
| 人間 |
| JR |
| 21-005 |

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報
ウルグアイ東方共和国
目次

| | |
|--|----|
| 1. 基礎指標 | 1 |
| 1-1. 基礎指標 | 1 |
| 1-2. 障害に関する指標..... | 2 |
| 2. 障害関連政策 | 4 |
| 2-1. 障害関連行政制度..... | 4 |
| 2-2. 障害関連法律の詳細..... | 5 |
| 2-3. CRPD 批准による対応状況 | 7 |
| 2-4. 障害関連施策の状況..... | 7 |
| 2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発（CBR/CBID）の状況 | 12 |
| 2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況..... | 13 |
| 2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響..... | 13 |
| 3. 障害関連団体の活動概況..... | 15 |
| 3-1. 障害当事者団体の活動概要..... | 15 |
| 3-2. 障害者支援団体の活動概要..... | 15 |
| 4. 参考資料 | 16 |

図表目次

図 1 ウルグアイの障害者の割合（2011） 3

表 1 ウルグアイの障害関連担当機関 4

略語表

| | | |
|----------|--|------------------|
| CBR | Community-based Rehabilitation | 地域に根ざしたリハビリテーション |
| CRPD | Convention on the Rights of Persons with Disabilities | 国連障害者権利条約 |
| DPO | Disabled People's Organization | 障害者団体 |
| ISO | International Organization for Standardization | 国際標準化機構 |
| JICA | Japan International Cooperation Agency | 国際協力機構 |
| NGO | Non-Governmental Organization | 非政府組織 |
| UN-Woman | United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women | 国連女性機関 |

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

| | | |
|-----------|----------------|--------|
| 一人当たり GDP | 16,190.127 米ドル | 2019 年 |
|-----------|----------------|--------|

セクター別政府支出

| | | |
|---------------|--------|--------|
| 保健医療（対 GDP 比） | 9.30 % | 2017 年 |
| 教育（対 GDP 比） | 5.0 % | 2018 年 |
| 社会福祉（対 GDP 比） | 1.15 % | 2015 年 |

人口

| | | |
|----------|------------|--------|
| 総人口 | 3,461.73 人 | 2019 年 |
| 男性人口比率 | 48.3 % | |
| 女性人口比率 | 51.7 % | |
| 都市人口比率 | 95 % | |
| 農村人口比率 | 5 % | |
| 平均余命（全体） | 78 歳 | 2018 年 |
| 男性 | 74 歳 | |
| 女性 | 81 歳 | |

保健医療²

| | | |
|--------------------|-----|--------|
| 栄養不足蔓延率 | 3 % | 2018 年 |
| 新生児死亡率（1,000 人当たり） | 4 % | 2019 年 |

教育

| | | |
|-----------|------|--------|
| 教育制度 | | |
| 初等教育年数 | 6 年 | 2020 年 |
| 義務教育年数 | 14 年 | 2019 年 |
| 成人識字率（全体） | 99 % | 2018 年 |
| 男性 | 98 % | |
| 女性 | 99 % | |

¹ 世界銀行 (<https://data.worldbank.org/indicator> (参照 2020-12-08)) に基づく。

² 世界銀行オープン・データ・イニシアティブ

| | | |
|--------------------------|-------|--------|
| 就学率 | | |
| 初等教育 ³ （純就学率） | | |
| 全体 | 108 % | 2017 年 |
| 男子 | 107 % | 2018 年 |
| 女子 | 105 % | 2018 年 |
| 中等教育 ⁴ （純就学率） | | |
| 全体 | 120 % | 2017 年 |
| 男子 | 115 % | 2018 年 |
| 女子 | 128 % | 2018 年 |
| 高等教育 ⁵ （純就学率） | | |
| 全体 | 63 % | 2017 年 |
| 男子 | 35 % | 2006 年 |
| 女子 | 58 % | 2006 年 |

雇用

| | | |
|---------|--------|--------|
| 失業率（全体） | 8.8 % | 2020 年 |
| 男性 | 7.0 % | |
| 女性 | 10.9 % | |

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

ウルグアイ東方共和国（以下、「ウルグアイ」）は、障害者の包括的な保護法（法令 18651 号、2010）において、障害者とは、「身体（運動、感覚、内臓）や精神（知的、精神）に永続的ないし長期的な機能障害があり、年齢や社会環境を考慮する時、家族、社会、教育、就業への参加にあたり著しい不利益を被る可能性がある人」とであると定義している。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）の障害者権利委員会による総括所見は、ウルグアイ政府に対して障害児・者に関連するあらゆる分野で障害統計が整備されておらず、不足していると指摘したうえで、性別、障害種別等の区分があり、国内や他国との比較が可能な障害統計の整備を要求している。

他方、ウルグアイ政府は、CRPD に係る第 1 回政府報告書（2013）（以下、「政府報告」）

³ 6 歳～12 歳

⁴ 13 歳～15 歳

⁵ 16 歳～18 歳

において、2011年の国勢調査の結果の一部を報告している。この国勢調査が、ウルグアイ政府が障害の項目を含めて実施した初の国勢調査である。

1-2-3. その他統計

| | | | |
|-----------------------|----------|-----------|------|
| 障害者数（全体） ⁶ | 517,771人 | 全人口の15.9% | 2011 |
| 男性 | N/A | | |
| 女性 | N/A | | |

政府報告は、2011年の国勢調査の結果、全人口3,251,654人のうち、約15.9%に障害があることを報告している。また障害者人口のうち、約70%（465,462人）が軽度障害者、約25%（128,876人）が中度の障害者、約5%（23,433人）に重度障害者であった。

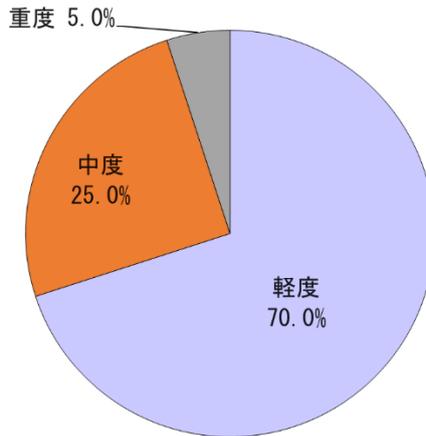


図1 ウルグアイの障害者の割合 (2011)

出所：政府報告 (2013) を基に調査チームが作成

1-2-3. その他統計⁷

国家統計局及び「障害者に関する障害者国家委員会」(Honorary National Commission on Disability。以下、「障害者国家委員会」)が2004年に合同で実施した世帯調査及び2006年の健康世帯調査によれば、ウルグアイの障害者人口の約半数(48%)が国の平均月収を下回る収入世帯に属している。また政府報告では、貧困と障害種別との関係性も報告されており、軽度の知的障害者の半数(50%)が貧困層に属する。また最貧困層世帯の59%の子どもに精神障害があり、そのうち49%は知的障害も有している。

⁶ 政府報告を基に記載。

⁷ 政府報告を基に記載。

2004年の世帯調査から、4歳～15歳の障害児の88%が学校に一度は通っている一方⁸、32%しか初等教育を終了できていない。ウルグアイ政府は政府報告において、障害児の学校への定着が課題であると述べている。

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度⁹

障害者のための包括的な保護システム法（法令 16095 号、1989 年制定）により障害者国家委員会が社会開発省内に発足した。同委員会が障害者施策や計画の実施監理と推進に責任を持つ。議長は社会開発省大臣が担い、保健省、教育文化省、労働社会保障省、国立教育委員会、市長会、「ウルグアイ子どもと大人協会」、社会保険銀行、国家保険銀行、精神保健財団委員会、医学部・歯学部・社会科学部の代表者から構成される。また、障害者団体（Disabled People’s Organization。以下、「DPO」）代表の参加も規定で定められている。

【中央政府行政】¹⁰

障害関連担当機関

| 機関名 | 概要 |
|---|---|
| 社会開発省 (Ministry of Social Development) | 同省内の障害者国家委員会を通じ、障害者基本法である「障害者の包括的な保護法」（法令 18651 号、2010 年制定）の推進と実施監理に責任を持つ。2005 年、それまで保健省が実施していた障害児者に対する支援活動を行う国家障害プログラム（National Disability Programme）は同省に移管された。同プログラムの範囲で介助者研修等の活動を実施している。 |

障害関連担当機関

表 1 ウルグアイの障害関連担当機関

| No. | 機関名 | 概要 |
|-----|---|---|
| 1 | 労働社会保障省 (Ministry of Labour and Social Security) | 国立雇用・職業訓練研究所を通じ、障害者の職業訓練プログラムを実施し、障害者の雇用と社会参加を促進する。対象は 18 歳以上で市場に参加できる自立度の障害者（全障害を対象）である。 |

⁸ 政府報告によれば、非障害児の就学率は95%

⁹ 政府報告を基に記載。

¹⁰ 政府報告を基に記載。

| | | |
|---|--|--|
| 2 | 教育科学省 (Ministry of Education and Culture) | ウルグアイ公立教育委員会 (National Public Education Administration) を通じ、障害児者に対し必要な教材を提供する。また知的、数的、社会的、運動能力の発達のため、教育・身体活動、余暇・文化・社会活動に障害児を参加させる。 |
| 3 | 国立人権研究所 (National Human Rights Institution) | 2008年に国立人権研究所発足に係る法令 (法令18446号) によって設立された組織。ウルグアイ憲法及び人権に関連する国際法に沿い、障害者を含む国民の権利擁護とその促進を目的とする活動を行う。 |

出所：政府報告を基に調査チームが作成

【国内調整委員会設置状況】¹¹

障害者国家委員会が、障害者施策及び計画の実施監理と推進に責任を持つ。同委員会では、就職、家の購入、リハビリテーション、心のケア、社会保障制度に関し、障害者へ既存のサービスや活動を紹介する相談事業も行っている。他方、政府報告時点において、ウルグアイ政府は同委員会が CRPD の進捗監理を担う予定であると明記している。

【地方政府行政】¹²

障害者の包括的な保護法 (2010) に基づき、全県に県障害者委員会が設けられている。障害者国家委員会と同様、議長は社会開発省の代表者が務め、県内のDPOから2名の代表者が委員となっている。県障害者委員会は同法令18条に基づき、障害者国家委員会のプログラムを各県で実施する役割を持つ。

人口の約半数が在住する首都モンテビデオでは、1990年、モンテビデオ市役所社会開発庁内に障害者管轄局を設置しており、同局が中心となって雇用促進支援やアクセシビリティに関連する障害者向けの活動や研修を実施している。

2-2. 障害関連法律の詳細¹³

障害者の権利と関係する基本法は以下のとおりである。

| | |
|-----|--|
| 法律名 | 障害者の包括的な保護法 (法令 18651 号) |
| 施行年 | 2010 年 |
| 概要 | CRPD の理念に基づき策定された基本法。障害者の権利擁護を目的とし、障害者が医療、教育、身体・精神・社会・就労リハビリテーション、社会保障・手当を通じて、障害のない人々と同様に社会参加する包括的なシステムを設立することを目指す。ウルグアイ手話を国の言語として認定することや、法定雇用率、介助者手当等の規定が記載されている。 |

¹¹ 政府報告を基に記載。

¹² 政府報告を基に記載。

¹³ 政府報告を基に記載。

その他の障害児・者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

| | |
|-----|--|
| 法律名 | 教育基本法（法令 18437 号） |
| 施行年 | 2008 年 |
| 概要 | 障害児を含むあらゆる子どもの教育を受ける権利に関する法律。障害児について特別な配慮を行うよう規定されている。 |

| | |
|-----|--|
| 法律名 | 人種差別禁止に係る法令（法令 17817 号） |
| 施行年 | 2004 年 |
| 概要 | 同法により「人種等のあらゆる差別禁止に係る委員会」が設立され、障害者についても、同委員会が障害者からの差別的な行動に係る相談に対応する。 |

| | |
|-----|--|
| 法律名 | 子どもと青年期に係る法令（法令 17823 号） |
| 施行年 | 2004 年 |
| 概要 | 知的、精神的、感覚的に異なる能力を持つ子ども（18 歳未満）は、教育、文化、就業等へ参加する権利が保障されるべきであると明記されている。 |

障害者政策¹⁴

| | |
|-----|---|
| 政策名 | 障害者国家計画（2018～2020） |
| 施行年 | 2018～2020 |
| 概要 | 社会開発省と障害者国家プログラムが、障害者の法的保護と司法へのアクセスに係る進捗状況を監視・評価することを目的とする計画。 |

| | |
|-----|--|
| 政策名 | 国家障害者プログラム・アクションプラン |
| 施行年 | 2012 年～（政府報告に、終了年の記載なし） |
| 概要 | CRPD に基づき、国家障害者プログラムが策定したアクションプランである。教育、就労、ユニバーサルアクセシビリティ、ジェンダー、文化、スポーツ、余暇、調査、リハビリテーション等に焦点を当てた活動を行い、関連するそれらの分野のプログラムの障害の主流化を進めるための計画。 |

¹⁴ 政府報告を基に記載。

2-3. CRPD 批准による対応状況¹⁵

ウルグアイ政府は、2009年にCRPDを批准し、2011年8月にその選択議定書を批准している。CRPDに係る政府報告書（以下、「政府報告」）を2013年3月に障害者権利委員会へ提出し、受理されている。障害者権利委員会からは2016年3月に質問事項が提示され、ウルグアイ政府は同年6月に回答書を提出した。市民団体からはウルグアイ視覚障害者連盟（Unión Nacional de Ciegos del Uruguay）を中心とする14団体¹⁶の合同報告書（2016年3月）1件と、19団体¹⁷で構成される障害者連合の報告書（提出日不明）1件の計2件のパラレルレポートが提出されている。2016年9月に障害者権利委員会より総括所見が発出された。次回の政府報告提出期限は、2023年5月11日である。

CRPD 批准後の2010年に障害者基本法である障害者の包括的な保護法（18651号）を制定し、介助者が必要な重度障害者に関する新たな調査や、介助者研修プログラム、障害者及びDPOに対する財政的な支援を開始した。政府報告提出時点において（2013）、DPOとも協議し、「障害者の権利と平等な機会に係る国家計画」の策定準備も進めている。

2012年、ウルグアイ政府はCRPDに基づき既存の国家障害プログラムを改訂し、ユニバーサルアクセシビリティ、障害とジェンダー・年齢・民族、スポーツ、余暇、教育、就労、研修、調査、リハビリテーション等の分野に焦点をあてた活動を実施すると決定した。

障害者権利委員会は、総括所見において、障害者の包括的な保護法（2010）制定を評価する一方、同法を含め既存法や各種国家計画・プログラムがCRPDと障害者の権利に基づく視点に基づく内容に修正されていないことを指摘し、それらの修正、さらに障害当事者を法律・計画策定に参加させる仕組みを発足させるよう要求している。

2-4. 障害関連施策の状況¹⁸

① リハビリテーションを含む医療サービス

政府機関により、主に以下の取り組みがこれまでに実施されている。

- ・ 2011年11月、ウルグアイ政府は、キューバ政府からの協力及び国家障害者プログラム予算を使い、義肢装具製作研究所を設立した。政府報告の時点で、全国の障害者に対し、220の義足を配布し、1,122件の相談（義肢装具に関する相談・修理等）に対応した実績がある。また各県の社会開発省地域事務所及び障害者国家委員会が貧困層の障害者に対する補装具を提供しており、2011年度は、計84個の補装具が提供された。

¹⁵ 政府報告を基に記載。

¹⁶ 精神保健・脱施設・尊厳のある生活のための組織会議、ウルグアイ聴覚障害者の家族と友達協会（APASU）、ウルグアイろう連盟（ASUR）、モンテビデオ県ユーザー協会（ASUMIR）、公的情報へのアクセスセンター（Cainfo）、CIENPRE TOGETHER バロス・ブランコス協会、毎日女性協会、ウルグアイ自閉症連盟（FAU）、ウルグアイろうコミュニティー組織国家連盟、ウルグアイ知的障害者の家族連盟（FUAP）、ウルグアイインクルーシブ教育ワーキンググループ（GT-EI）、障害とインクルーシブな開発に関する汎アメリカ研究所（iiDi）、我らはみな行動と活動を行っている協会（M.E.T.A Uruguay）、ウルグアイ盲人連盟の14団体。

¹⁷ 上記14カ国（重複）に加え、CENTEA ウルグアイ協会、Rebellato Juntos 教育調査会議センター、聴覚障害者のための研究開発センター、夢の為に一緒に協会、ウルグアイ障害者の権利のための研究所の5組織。

¹⁸ 政府報告を基に記載。

- ・ 2012年度、国家障害者プログラムは障害者へ車いす152台を配布した。
- ・ 2012年7月、モンテビデオ市役所内に、ラテンアメリカ初となる聴覚障害者に特化した健康増進局を発足した。同局には医師、看護師、心理士、ソーシャルワーカー、ウルグアイ手話通訳者が常駐する。
- ・ モンテビデオ市は、国立カサデガルデルセンター（Casa de Gardel centre）において、多職種の専門家によるチームリハビリテーションの導入を開始している。また同市にはレイトン財団の子どもリハビリテーションセンターがあり、同センターにおいても多職種の専門家がチームで子どもの障害のアセスメントやリハビリテーション、補装具の提供に従事している。

障害者権利委員会は総括所見において、リハビリテーションサービスの利用状況に係る統計がないことへの懸念を表明している。また、現状把握に加え、モンテビデオ市等の大都市以外の地方の障害者に対する地域に根ざしたリハビリテーション（Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」）の普及を進めるよう推奨している。

② 教育¹⁹

子どもと青年期に係る法令（17823号）第10条「異なる能力を持つ子どもと成人の権利」において、知的、精神的、感覚的に異なる能力を持つ子どもは、教育、文化、就業等へ参加する権利が保障されるべきであると明記されている。また教育基本法18437号第8条「教育の多様性と包摂性」において、個々の能力や特性が考慮された教育を推進する必要性が記載されている。

障害者の包括的な保護法（18651号）第40条では、障害児が早期教育を受け、地域の学校で学ぶことが保障されるべきであると規定されており、その際、学校はカリキュラムや教育評価は柔軟な対応を取るべきであるとの記述がある。他方、政府報告にはインクルーシブ教育を方針とする明確な記載はなく、総括所見では、ウルグアイ政府に対し、特別支援学校での障害児教育ではなく、インクルーシブ教育を方針とする法律及びシステムへの変換を要求している。

上記した法令の下、主に以下の活動が実施されてきた。

- ・ 全国に75校の特別支援学校（障害種別）がある²⁰。首都モンテビデオに計26校があり、うち20校が知的障害児、3校が聴覚障害、2校が視覚障害、1校が身体障害児を対象とする。在籍中から就労の準備や就労に関連する活動を学ぶことができる。
- ・ ウルグアイ政府は「特別支援学校卒業生の生涯教育に関する委員会」を設け、特別支援学校卒業生の就職支援の強化を支援している。
- ・ ウルグアイ子どもと大人研究所（The Uruguayan Institute for Children and Adolescents）では、知的障害児及び身体障害児の自立及び彼/彼女らの家族への支援を行っている。セン

¹⁹ 政府報告を基に記載。

²⁰ 75校の障害種別の内訳については情報が入手できなかった。

ターには施設も併設されており、障害児者が長期的に滞在し、生活面での支援も受けられる。

- ・ ウルグアイ共和国大学 (The University of the Republic) は手話通訳者を雇用し、聴覚障害のある学生を支援している。予算は国の学生福祉オフィス (Student Welfare Office) であり、「聴覚障害者調査開発センター」(Research and Development Center for Deaf Persons)、「ウルグアイ聴覚障害者の家族と友達協会」(Uruguayan Association of Parents and Friends of Deaf Persons) の働きかけで実現した。
- ・ ウルグアイ手話の手話通訳者は、1995年以降、中等学校で導入が進められてきた。「ウルグアイ聴覚障害者の家族と友達協会」が手話通訳者を派遣している。他方、政府報告によると、15,000名以上の聴覚障害者は読み書きができないという指摘もある。

③ ジェンダーと障害²¹

ウルグアイ政府は、国家障害者プログラムの一環で、障害のある女性の権利に対する調査や研修を行ってきた。主に社会開発省管轄の国立女性研究所、モンテビデオ市役所、保健省が合同でこれらの活動を進めている。他方、政府報告は、これらの障害のある女性に対する活動を評価する指標が存在せず、今後の課題であると明記している。活動予算は、2010年以降、国連女性機関 (United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women : UN-Women) からの協力を得ている。

モンテビデオ市の障害者管轄プログラム局 (The Secretariat of the Disability Management Programme of Montevideo City Council) では、障害のある女性のエンパワメントやリプロダクティブヘルス、権利の主張に関連するワークショップも定期的に開催している。

障害者権利委員会はウルグアイ政府に対し、まず女性障害者の統計情報整備を進めることを要請している。そして、障害のある女性に配慮した国家計画の策定と、既存の障害者関連法律に女性障害者や障害のある女兒への特別な配慮を含めるよう要請している。

④ 訓練・雇用、就労支援²²

障害者の包括的な保護法 (18651 号) により、行政機関は職員数の最低4%を障害者雇用枠として割当てることが義務付けられている。ホンジュラス会計監査院が毎年、行政機関の求人数と障害者数の確認を行い、国家公共事業オフィス (National Office of the Civil Service) へ情報を提供する。同オフィスは、各機関から4カ月に1回、正確な求人数と雇用障害者数について報告を受ける。毎年、同オフィスは議会へ4%の法定雇用率を満たさない機関名を報告する。2011年12月時点で、行政機関全職員4%である252名のうち、41名の障害者が4つの行政機関に雇用されている。具体的には、国家銀行、モーゲージ銀行 (住宅ローン専門の金融機関)、国立港湾局、年金機構である。民間企業に対する法定雇用率は存在しない。

その他、主に以下の活動が実施されてきた。

²¹ 政府報告を基に記載。

²² 政府報告を基に記載。

- ・ 障害者の包括的な保護法（18651号）で、障害者に対し職業リハビリテーションサービスを提供することが規定され、国立雇用・職業訓練研究所が障害者の職業訓練プログラムを実施している。
- ・ 労働社会保障省は障害者就労に係るワーキンググループを設置し、同省の就労に係る計画とプログラムに障害者を含めてきた。その結果、国立就労オフィス（National Employment Office）が新たな障害者研修を開始している。

総括所見によれば、障害者権利委員会はウルグアイ政府に対し、行政機関での低い障害者雇用率の改善を要求している。また民間企業の障害者雇用の実態把握と雇用促進のための戦略を策定するよう要求している。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス²³

政府機関により、主に以下の取り組みがこれまでに実施されている。

- ・ 社会開発省と保健省が共同で障害認定を行う役割を持つ。審査には医師、心理士、ソーシャルワーカーの職種から少なくとも各1名が参加し、障害を認定する。認定された障害者に対し、ウルグアイ政府は社会保障銀行を通じて障害者手当を給付している。
- ・ 米国社会保障局では、2011年時点でのウルグアイ政府の障害年金についてまとめている²⁴。ウルグアイには永続的な障害を負った人（66%以上の障害レベルと評価された者）に対する年金（拠出制と無拠出制）と、部分的な障害を負った人（50%～66%の障害レベルと評価された者）に対する障害年金（拠出制と無拠出制）と、無拠出型の障害年金の3種類がある。無拠出型の障害年金は、永続的な障害を持ち、15年間以上ウルグアイに居住しており、かつ貧困状況にあると認められた者にのみ支払われる。政府報告では、障害年金の一人当たりの額についての情報は不足している。
- ・ 家族手当に関する法令（15084号、1980）で障害児者の家族手当が規定されている。2011年度は、合計711万2,189ウルグアイペソ²⁵（約2,700万円）が国立保健基金から支出された。
- ・ 特殊車両規定法（13102号、1962）で障害者は特殊車両購入時の税金が免除されている。

総括所見において、障害者の貧困状況を改善する具体的な措置を講じ、障害者の生活水準を確保することが推奨事項として挙げられている。その際、障害者団体へも相談したうえで措置を検討することを求めている。

²³ 政府報告を基に記載。

²⁴ <https://www.ssa.gov/policy/docs/progdesc/ssptw/2010-2011/americas/uruguay.html>

²⁵ OANDA レート（2011年12月31日）、1ペソ=3.81円

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み²⁶

・バリアフリー

障害者の包括的な保護法（18651号）第76条では、障害者のアクセシビリティを保障し、物理的な障壁を除去する義務が明記されている。具体的には、新設もしくは改築予定の建築物、公共施設、商業施設、共同住宅施設、空港について、ウルグアイ技術基準研究所（Uruguayan Institute of Technical Standards）の基準に沿うことが義務付けられている。同法令78条には、適切な道路・トイレの幅、階段の手すり、スロープの勾配、障害者用駐車場スペースなども規定されている。ウルグアイ政府はまた、2011年以降、国際標準化機構（International Organization for Standardization。以下、「ISO」）規格21542番の「建物の建築-建築環境のアクセスのしやすさと使いやすさ」に沿い、現行の基準の改訂も進めている。

国の基準に加え、首都及び各県は独自の基準も設けており、ウルグアイ第三の都市パイサンドゥー（Paysandú）県では、1994年に同県の条例2248号で公共スペースにおける障害者のアクセシビリティ基準を策定した。

ウルグアイ政府はバリアフリーに関する一定の法律を整備してきたものの、政府報告では、罰則規定がないこととアクセシビリティの国家計画がないことが今後の課題であると述べている。

その他、主に以下の活動が実施されてきた。

- ・ 2001年、法令17378号によりウルグアイ手話が聴覚障害者の言語として公的に認められ、同法令7条において、公共施設では聴覚障害者及び聴覚障害者が認識可能な標識、視覚情報、掲示板を設けるよう規定されている。
- ・ 2010年、モンテビデオ市条例1666/10号において、同市は都市バスの10%をアクセシブルに改修すると決定した。障害者国家委員会が主導し、100万ウルグアイペソ²⁷（約243万円）の予算を支出した。
- ・ ウルグアイ南部に位置するマルドナド県では、障害者向け車両（バン）を導入した。障害者と高齢者が利用でき、年間約4,000回、運用されている。
- ・ 障害者は公共交通機関を全国無料で利用できる。乗車の際は障害者手当受給領収書や国の健康支援カード、特別支援学校に就学している証明書を提示する必要がある。国家障害者プログラムと聴覚障害者調査開発センターは協働し、ウルグアイ手話研修の全国での普及活動を行ってきた。ウルグアイ政府は政府報告時点で、年間約100万ウルグアイペソ（約380万円）の予算を支出している。

障害者権利委員会は総括所見において、特に地方の公共交通機関、物理的な環境、情報保障の取り組みが遅れていることへ懸念を表明し、都市部と地方の両方を含む国としてのアクセシビリティ行動計画を策定するよう要請している。

²⁶ 政府報告を基に記載。

²⁷ OANDA レート（2010年12月31日）、1ペソ=2.43円

・ 防災

ウルグアイ政府は障害者の包括的な保護法（18651号）において、緊急事態と災害後の復興支援対策を行う緊急対応システムを設立している。同システムの対象には障害者も含まれるが、特別な手順や支援策は開発されていない。総括所見は、ウルグアイ政府に対し、障害者に対する支援策の策定及び災害支援を担う関係者に対する啓発活動を求めている。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績²⁸

ウルグアイ政府は、「イベロアメリカ障害者政策開発における政府間技術協力ネットワーク」（Ibero-American Intergovernmental Network for Technical Cooperation on Disability Policy Development）に参加し、情報交換を進めている。またウルグアイ共和国大学はラテンアメリカ・カリブ地域の大学との「障害と人権に係るネットワーク」に参加しており、情報交換や知見の共有を行っている。例えば、ウルグアイ共和国大学工学部は、アルゼンチン国立研究所産業技術研究所の協力を経て磁気誘導ループシステムを開発し、国内で高齢者や難聴者が多い地域の文化センター、劇場、集合住宅に設置した。

| | |
|--------------------|--|
| 日本政府 ²⁹ | <p>【専門家派遣】</p> <p>自閉症児教育法（1993）</p> <p>自閉症児生活療法（音楽指導）（1996）</p> <p>自閉症児生活療法（全般）（1996）</p> <p>自閉症児生活療法（1999）</p> <p>【研修員受け入れ】</p> <p>JICA 東北「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進」（2017）</p> <p>【ボランティア】</p> <p>青年海外協力隊「障害児・者教育」</p> |
| その他 | イベロアメリカ障害者政策開発における政府間技術協力ネットワーク |

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発（CBR/CBID）の状況³⁰

ウルグアイ政府は、CBRに関する取り組みとして、以下を進めてきた。

- ・ 2012年以降、ウルグアイ政府は視覚障害者向けリハビリテーションセンター「ティブルシオ・カチョン（Tiburcio Cachón）リハビリテーションセンター」を発足し、年間、約100名の障害者が利用している。同センターでは高齢の障害者に対し、訪問型のリハビリテーションサービスも実施している。
- ・ 政府によるCBRサービスは9県で展開されている。政府報告によれば、中長期的には全

²⁸ 政府報告を基に記載。

²⁹ 内閣府障害者白書、JICA 課題別指針「障害と開発」、JICA 障害と開発パンフレット

³⁰ 政府報告を基に記載。

19県での展開を検討しており、各地域のソーシャルワーカー向け研修事業が開始する予定である。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

ウルグアイ政府は、2014年にマラケシュ条約に批准した最初の20カ国のうちの1カ国である。政府報告には批准後の活動についての情報は記載されていない。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

在ウルグアイアメリカ大使館³¹によれば、ウルグアイでは2021年1月12日時点で新型コロナウイルス感染者数は累計27,864人であり、うち269人が死亡している。基本的なサービス店舗や病院、公共交通機関は通常どおり営業・運営をしている。学校や大学は通常どおりか、短縮で実施されている。公共の場ではマスクの着用が強く求められる。

本調査ではインターネットによる調査票送付によりコロナ禍が障害者に与える影響について情報を収集した。以下に得られた情報を記載する。

① ウルグアイ政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

調査チームが送付した調査票に回答をしたウルグアイ国マルドナド県にある都市、プンタ・デル・エステ市（Punta del Este）教育委員会によれば、ウルグアイ政府の一部公務員は給与を返納し、その資金で新型コロナウイルス基金を設け、一般市民へ提供している。一方、障害者に対する特別な対策については情報が不足している。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

プンタ・デル・エステ市（Punta del Este）教育委員会によれば、国内に感染者はいるが、病院は飽和状態ではなく、障害者や一般市民にとって特段の問題にはなっていない。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

プンタ・デル・エステ市（Punta del Este）教育委員会によれば、閉校期間の3カ月間、政府がオンライン会議システム（Zoom）を無償提供し、遠隔で授業を行い、聴覚障害児には手話通訳の派遣も行われた。他方、同委員会によれば、もともと学校に通っていない障害児は、学校で得られる新型コロナウイルスの情報を獲得できないため、困難に直面している可能性が高いと述べている。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

ウルグアイ共和国大学（The university of the Republic）とプンタ・デル・エステ市（Punta del Este）教育委員会によれば、介助者は衛生管理をしつつ、普段どおりの介助を行っている。県を跨ぐ長距離バスの本数は減っているが、それ以外で国内の移動制限はない。

³¹ <https://uy.usembassy.gov/covid-19-information/>（参照 2021-01-05）

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

プンタ・デル・エステ教育委員会によれば、リゾート地のホテルやレストランは閉業を余儀なくされ、それにより、同地域の障害者が解雇される等の事例がある。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

ウルグアイ共和国大学（The university of the Republic）とプンタ・デル・エステ市（Punta del Este）教育委員会によれば、保健省が提供する感染の情報に関するニュースには手話通訳がついている。他方、知的障害者に分かりやすい言葉で情報が発信されていない。

3. 障害関連団体の活動概況³²

国家障害者プログラムの非政府組織(Non-Governmental Organization。以下、NGO という。)データベースには、227 の障害関連組織が登録されている。そのうち 105 の NGO が首都モンテビデオ市内にある。社会開発省は国の社会資源としてそれらの団体のうち 110 組織の情報をリスト化し、一般公開している。110 件のうち 30 件が DPO もしくは障害者支援団体である。

3-1. 障害当事者団体の活動概要

| 団体名 | 概要 |
|--|---|
| ウルグアイろう連盟 Asociación de Sordos del Uruguay | 1928 年に設立したウルグアイで最も古い聴覚障害者団体。聴覚障害者の権利擁護、文化活動への参加、家族の支援、スポーツへの参加等の活動を行う。 |
| ウルグアイ自閉症連盟 Federación Autismo Uruguay | 2011 年に設立。ウルグアイ全国の自閉症児・者及びその家族の権利擁護を行う団体である。代表が国家障害者委員会の委員も務める。 |
| ウルグアイ盲人連盟 Unión Nacional de Ciegos de Uruguay | 1950 年に設立したウルグアイで最も古い視覚障害者団体である。視覚障害者の権利擁護、視覚障害者への情報発信とサービスの提供を行う。 |

3-2. 障害者支援団体の活動概要

| 団体名 | 概要 |
|---|---|
| ウルグアイ聴覚障害者の家族と友達協会 Asociación de Padres y Amigos de Sordos del Uruguay | 1998 年に設立。聴覚障害児学校卒業生の家族数名が立ち上げ、聴覚障害児の社会への統合と家族の生活の質の向上という共通の目標のため、障害児・者の家族に対する支援を行っている。 |

³² 政府報告を基に記載。

4. 参考資料

Government of Uruguay (2013) *CRPD initial Report submitted by Uruguay*

United Nations (2016) *CRPD concluding observations on the initial report of Uruguay*

<ウェブ情報>

内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html> (参照 2021-01-05)

JICA (2015) 『課題別指針 障害と開発』 https://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/ku57pq00002cyac5-att/guideline_handicap_development.pdf (参照 2021-01-05)

JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』 https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf (参照 2021-01-05)